

平成17年12月7日

鞍手町長 篠原 彌 栄 殿

鞍手町行財政改革推進委員会
会長 福本博文

第4次鞍手町行財政改革大綱等の策定について（最終答申）

平成17年6月10日当委員会に諮問のあった二つの事項のうち、一つ目の今後の行財政改革における鞍手町としての基本方針及び基本目標については、4基本方針及び22基本目標を当委員会が策定し、中間答申として平成17年7月28日に提示いたしました。

二つ目の諮問事項に関しては、中間答申後、4基本方針及び22基本目標をもとに、鞍手町行財政改革推進本部が策定された第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案の具体的内容について慎重に審議し、当委員会の意見を集約しましたので、最終答申いたします。

第4次鞍手町行財政改革大綱等の策定について（最終答申）

1. はじめに

当推進委員会では、限られた時間の中ではありませんでしたが、推進本部から提示されました第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案について慎重審議を重ね、各委員から多くの貴重な意見等を聴取し、ここに最終答申書をまとめました。

この最終答申書は、1. はじめに、2. 委員及び審議経過、3. 第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案への推進委員会の提言及び（別紙）第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案への意見等集約一覧表の順に掲載しています。

審議経過については、中間答申の際にそれまでの審議経過をご報告いたしましたが、最終答申にあたり、あらためて第1回から第5回（中間答申）を経て第11回（最終答申）に至るまでの推進委員会における審議経過の概要を掲載いたします。

また、意見等の集約は、大方の委員の賛同を得た意見等を「推進委員会の提言」としてまとめプラン案の各章ごとに掲載し、この内、第4章における具体的方策への提言は、（別紙）第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案への意見等集約一覧表に22の基本目標ごとに掲載し、さらに、改革全体に通じる提言は、その他として掲載しています。意見等の中には、「推進委員会の提言」に組み込まれなかった意見等もありますが、どれも審議段階における貴重な意見等でありましたので、別紙にはこれも併せて掲載しています。

よって、第4次改革プランの内容決定にあたっては、推進委員からの意見をも十分考慮され、実施にあたっては、町民の期待に応える改革効果の創出に努められるようお願いいたします。

なお、当推進委員会としましては、今後は改革の実施状況に注目しながら、改革の実現に向け支援してまいります。

2. 委員及び審議経過

(1) 委員

会 長	福 本 博 文
職務代理	宮 崎 實 男
委 員	川 野 高 實
”	添 田 忠 敏
”	白 石 修 二
”	許 斐 英 幸
”	有 松 弘 美
”	菰 野 君 由
”	麻 生 秀 生
”	藤 井 福 吉
”	榊 原 紘
”	武 谷 位 千子
”	小 島 美 智子
”	亀 井 滋
”	五百路 恵美子

(2) 審議経過

開催日時等	内容
第1回推進委員会 6月10日(金) 10:00~11:45 鞍手町議会議事堂	委員には、関係機関や関係団体からの推薦による委員、女性委員のほか、今回初めて、経営の視点からの意見をいただくための企業関係委員と町民の視点からの建設的な意見をいただくための公募委員も任命され、町長からの諮問を受けた。
第2回推進委員会 6月24日(金) 9:57~11:50 鞍手町議会議事堂	第3次行政改革の取組みの総括について、推進本部から検証結果の報告を受け、鞍手町の現状やこれまでの取組みの成果や問題点などを把握していくことで、今後の課題の洗い出しを行った。
第3回推進委員会 7月7日(木) 10:03~11:45 鞍手町議会議事堂	中間答申の内容として、本委員会が策定、提示する「今後の行財政改革における、鞍手町としての基本方針及び基本目標」について、各委員からの意見等を聴取し、第4次改革の方向性やその骨格などについて審議した。
第4回推進委員会 7月21日(木) 10:02~11:35 鞍手町議会議事堂	これまでに推進委員会で聴取した意見等や第3次行政改革からの課題などをもとに、4基本方針と22基本目標をまとめ、これに当推進委員会として七つの意見を附帯して、中間答申書を作成した。

<p>第5回推進委員会 7月28日(木) 9:00~9:20 鞍手町議会議事堂</p>	<p>中間答申</p>
<p>第6回推進委員会 9月13日(火) 10:02~11:07 鞍手町議会議事堂</p>	<p>当推進委員会が中間答申で提示した4基本方針と22基本目標などをもとに、推進本部で策定されたプラン案のうち、大綱部分について説明を受け、内容について審議し、委員の意見等を聴取した。</p>
<p>第7回推進委員会 10月14日(金) 10:00~12:32 鞍手町議会議事堂</p>	<p>推進本部で策定されたプラン案の、実施計画部分から、13項目の具体的方策について説明を受け、内容について審議し、各項目ごとに委員の意見等を聴取した。</p>
<p>第8回推進委員会 10月28日(金) 13:27~16:55 鞍手町議会議事堂</p>	<p>推進本部で策定されたプラン案の、実施計画部分から、17項目の具体的方策について説明を受け、内容について審議し、各項目ごとに委員の意見等を聴取した。</p>
<p>第9回推進委員会 11月16日(水) 13:30~16:10 鞍手町議会議事堂</p>	<p>推進本部で策定されたプラン案の、実施計画部分から、17項目の具体的方策について説明を受け、内容について審議し、各項目ごとに委員の意見等を聴取した。</p>
<p>第10回推進委員会 11月25日(金) 13:30~14:40 鞍手町議会議事堂</p>	<p>第7回から第9回までの推進委員会の審議において聴取した様々な意見等(質問、意見、要望、助言など)を集約した。 意見等は、最終答申書においては「推進委員会の提言」としてプラン案の第1章から第4章までの各章ごとに付することとし、第4章においては、具体的方策への「推進委員会の提言」を22の基本目標ごとに集約することとした。なお、今回の改革全般に関する意見等は、その他として集約し付することとした。</p>
<p>第11回推進委員会 12月7日(水) 10:00~ 鞍手町議会議事堂</p>	<p>第10回推進委員会において集約した「推進委員会の提言(案)」を精査し、一部修正を加えてこれをもとに作成した最終答申書(案)の内容を確認後、決定し、全ての審議を終了した。</p>
	<p>最終答申</p>

3. 第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案への推進委員会の提言

(1) 「第1章 第4次改革の必要性」について

第1章においては、鞍手町における「これまでの行政改革の取組み」、「地方財政の危機的状況と鞍手町の現状」、「地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針」などの内容を踏まえながら、「第4次改革の必要性」が示されている。その内容について次のとおり提言する。

【推進委員会の提言】

具体的改革内容の決定(見直しを含む。)や実施段階においては、ともすれば、改革を必要とした背景や課題などが見失われがちになり、そのことが結果的に改革の停滞を引き起こしたり、十分な成果を引き出せない要因になるので、取組みの原点として第4次改革の必要性を踏まえられたい。

(2) 「第2章 第4次改革の4基本方針と22基本目標」について

第2章においては、当推進委員会が策定した「第4次改革の4基本方針と22基本目標」を、「集中改革プラン」に掲げる基本方針及び基本目標として掲げられている。その内容について次のとおり提言する。

【推進委員会の提言】

当推進委員会が策定した基本方針及び基本目標を採用した内容であり異論はないが、推進段階において必要があれば、PDCAサイクルによる細分類以下の具体的改革内容の見直しや項目の追加などにより、基本目標への到達に向け効果を引き出すとともに、一定の効果創出後は、さらに高い目標に向かって改革を推進するよう努められたい。

(3) 「第3章 集中改革プランと推進体制」について

第3章においては、計画期間や推進体制のほか、透明性と実効性を確保するための手法について示されており、当委員会が中間答申に附帯した七つの意見も随所に反映されている。その内容について次のとおり提言する。

【推進委員会の提言】

この章に掲げられた推進体制や手法を十分に活用され、第3次行政改革において反省点とされた、未着手の項目をなくす実施体制や改革が停滞した場合の支援体制を維持し、改革の実効性を確保されたい。

推進委員会における審議経過については、すでにホームページや広報誌などを活用して公表されており、これは取組みの透明性の確保及び住民への説明責任の確保の観点から必要な取組みである。実施段階においても住民にわかりやすい速やかな公表体制を維持されたい。

計画期間の早い時期に目標に到達した改革において、更なる効果創出が可能と認められるものについては、PDCAサイクルの見直し手法によりさらに高い到達点に指標を定め、より一層の効果を引き出すよう努められたい。

(4) 「第4章 第4次行財政改革の具体的方策」について

第4章においては、第2章において掲げる基本方針及び基本目標の体系に基づき、推進本部において策定された具体的改革項目とその内容が示されている。その内容について次のとおり提言する。

【推進委員会の提言】

47の各具体的改革項目への「推進委員会の提言」は、22の基本目標ごとに(別紙)鞍手町行財政改革集中改革プラン案への意見等集約一覧表に掲載する。プラン内容の最終決定にあたっては十分ご考慮された上、実施にあたっては最大の改革効果を創出するよう努められたい。

各具体的改革項目の指標においては、現時点では具体的な数値を示すことが難しいものもあるが、実施段階においては、プランの見直しにより数値を明らかにし、住民に分かりやすい内容とされたい。

(5) その他

(1)から(4)までの「推進委員会の提言」のほか、第4次改革の全般的なこと及び複数の項目に関連することについて、本項において次のとおり提言する。

【推進委員会の提言】

企業においては、「乾いた雑巾をまた絞る」と言われるように、改善を繰り返しているところもある。実施段階においては、このプランが全て実行できて、どれだけの効果があがるのかを踏まえ、常に高い目標に向かって改革を推進されたい。

プランでは、実施期間終了後に評価する内容となっているが、2年以上の期間にわたる内容については、必要に応じて年次目標を掲げ、毎年評価する手法なども検討し、各年度終了後の経過報告を実施されたい。

項目によっては、行財政改革で掲げる項目であるかどうかの判断について、様々な意見があるものもあるが、自らが町民のために何をなすべきかという問題意識を常に持ち、改善を積み重ねるよう努められたい。

限られた時間の中での調整であったこともあり、当委員会への具体的内容の

提案にあたっては、早めに調整の終わった比較的取り扱いやすい項目から提案された状況がうかがえる。このため、弱いところから改革を実施するかのような誤解を招く提案のあり方が見受けられたので、住民をはじめ関係機関や団体、町職員など様々な分野で痛みを伴う改革であることが十分理解されるよう、実施段階においては配慮されたい。

職員提案制度により、実施すべき提案があり実施する場合は、プランの見直しにより項目を追加するなどの方法により整理し、推進委員会への経過報告と住民への公表によって内容を明らかにされたい。

職員自らが汗をかくことにより現状を好転させようとする内容よりも、現状とは何か別のことをしようとする提案が多いと感じられる。また、改革以前に、日常の事務の見直しや、各部署又は職員間の連携で一定の効果を引き出せると思われる内容の項目も見受けられる。よって、職員の改革意識を常に高く維持し、プランに掲げていない事柄についても、日常的に見直しに努められたい。

特別収納対策課、プロジェクトチームなどの関連する整理組織を稼働させるにあたっては、行政内部の仕組みを知らない住民にもわかりやすく、その取り組みへの住民理解が十分得られるよう努められたい。

指定管理者制度や民間委託等は、行政内部での努力により、最大限の節減を図った上で活用されることが望ましい。実施にあたっては、現状を十分精査されたい。

行財政改革を推進する上では、財政シミュレーションによる約25億円の不足額を補う必要性は理解できるが、鞍手町のあるべき姿に近づくよう、維持すべき部分と削減すべき部分を十分精査して実施されたい。

保育所の民営化、学校の統廃合、給食の民間委託等の問題は、子どもを抱える関係住民の意向を十分に聞きこんで検討すべき教育に関する重要な問題である。財政的な効果だけにとらわれることなく、慎重に検討されたい。

行財政改革を推進する上では、鞍手町の将来ビジョンを視野に入れ、行政も住民も、それぞれの立場からできることを自ら考え、自ら行動へ移すように意識改革を図ることが肝要であり、そのための工夫と行動が必要である。各分野で行政がやらなければならないことを明らかにし、行政と住民の協働によるまちづくりの実践の場を拡充されたい。

以上